

8－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課		税				控 除				課 税 実 数		免 税	
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 〔 第30条第1項、 第2項及び第3項 〕		災害減免法 〔第7条第1項〕				未納税 移出	輸出免税
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
清 酒	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	kL X
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
単 式 蒸 留 焼 酎	13,066	3,443,226	-	-	13,066	3,443,226	93	24,455	-	-	12,971	3,418,773	5,517	47
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ビ ー ル	28,005	4,410,785			28,005	4,410,785	1,764	271,413	-	-	26,240	4,139,372	7,986	8,433
果 実 酒	77	7,730	-	-	77	7,730	-	-	-	-	77	7,730	-	-
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	13	1,220	X	X	X	X	13	1,218	-	X
ウ イ ス キ ー	146	62,454	-	-	146	62,454	4	1,800	-	-	142	60,655	201	84
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
原 料 用 アル コ ー ル	20	10,765	-	-	20	10,765	0	373	-	-	19	10,392	318	5
発 泡 酒	12,377	1,424,811			12,377	1,424,811	513	58,643	-	-	11,864	1,366,168	632	762
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ス ピ リ ッ ツ	170	46,399	204	16,308	374	62,707	30	3,060	-	-	344	59,646	82	6
リ キ ュ ー ル	1,046	226,758	991	79,105	2,037	305,863	347	61,956	-	-	1,687	243,909	478	33
粉 末 酒 ・ 雑 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽 減 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 815,739	-	-
合 計	54,913	9,633,833	1,200	95,835	56,113	9,729,668	X	X	X	X	53,360	8,492,230	15,215	9,371

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

(注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がある製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

3 税関分は含まない。

4 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定による軽減額は、措置法の適用を受ける場合は軽減額に含み、その他の場合には各品目の税額に含んでいる。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令 和 2 年 度	X	X	-	-	X	X	16,168	2,781,102	17,488	1,542,368	47,672	7,142,053
令 和 3 年 度	X	X	-	-	X	X	16,249	2,686,877	14,477	1,398,396	43,990	6,746,524
令 和 4 年 度	X	X	-	-	X	X	23,121	3,836,923	15,132	1,497,946	52,502	8,195,138
令 和 5 年 度	X	X	-	-	X	X	25,436	4,116,891	14,538	1,610,884	53,281	8,393,824
令 和 6 年 度	X	X	-	-	X	X	26,240	4,139,372	14,146	1,749,718	53,360	8,492,230

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用(815,739千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県 名	清 酒		合 成 清 酒		連 続 式 蒸 留 焼 酎		単 式 蒸 留 焼 酎		み り ん		ビ ー ル		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
沖 縄 県 計	kL X	千円 X	kL -	千円 -	kL X	千円 X	kL 12,971	千円 3,418,773	kL -	千円 -	kL 26,240	千円 4,139,372	沖 縄 県 計
総 計	X	X	-	-	X	X	12,971	3,418,773	-	-	26,240	4,139,372	総 計

県 名	果 実 酒		甘 味 果 実 酒		ウ イ ス キ ー		ブ ラ ン デ ー		原 料 用 ア ル コ ー ル		発 泡 酒		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
沖 縄 県 計	kL 77	千円 7,730	kL 13	千円 1,218	kL 142	千円 60,655	kL X	千円 X	kL 19	千円 10,392	kL 11,864	千円 1,366,168	沖 縄 県 計
総 計	77	7,730	13	1,218	142	60,655	X	X	19	10,392	11,864	1,366,168	総 計

県 名	そ の 他 の 醸 造 酒		ス ビ リ ッ ツ		リ キ ュ ー ル		粉 末 酒 ・ 雑 酒		軽 減 額		合 計		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
沖 縄 県 計	kL X	千円 X	kL 344	千円 59,646	kL 1,687	千円 243,909	kL -	千円 -	kL -	千円 △ 815,739	kL 53,360	千円 8,492,230	沖 縄 県 計
総 計	X	X	344	59,646	1,687	243,909	-	-	-	△ 815,739	53,360	8,492,230	総 計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 〔令和7年3月 31日現在〕
	製 成 ①	アルコール 等混和 ②	焼酎の 品目別アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+ ③-④〕	
清 酒	kL X	kL X	kL X	kL X	kL X	kL X
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	X
単 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	10,375	10,374	41,447
み り ん	-	-	-	-	-	-
ビ ー ル	42,982	-	-	43	42,939	381
果 実 酒	102	-	-	18	84	13
甘 味 果 実 酒	X	-	-	X	13	2
ウ イ ス キ ー	372	-	-	141	231	471
ブ ラ ン デ ー	X	-	-	X	X	X
発 泡 酒	X	-	-	X	13,303	50
そ の 他 の 醸 造 酒	X	-	-	X	X	X
原 料 用 ア ル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	686	7	-	252	441	1,882
リ キ ュ ー ル	1,981	X	-	X	1,763	386
粉 末 酒 ・ 雑 酒	-	-	-	-	-	-
合 計	68,851	22	11,342	11,065	69,150	44,645

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リ キ ュ ー ル	粉末酒・雑酒	合 計
	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL	kL
令 和 2 年 度	X	-	X	12,189	-	26,191	18	64	4,173	X	352	13,680	X	56,677
令 和 3 年 度	X	-	X	11,031	-	28,389	35	92	3,376	X	574	12,150	X	55,654
令 和 4 年 度	X	-	X	12,242	X	36,135	55	113	3,828	X	603	11,948	X	64,931
令 和 5 年 度	X	-	X	10,446	-	39,668	59	X	8,348	X	653	6,700	-	66,087
令 和 6 年 度	X	-	X	10,374	-	42,939	97	X	13,303	X	441	1,763	-	69,150